

# ARCHICAD VIP サービス契約約款

2017年10月18日版

本契約は、お客様（以下「甲」という）とグラフィックソフトジャパン株式会社（以下「乙」という）との間で締結される ARCHICAD の VIP サービス年間契約に関する内容（以下「本サービス」という）及び条件を定めるものである。また本サービスは、現行のバージョンにのみ適用するものである。

## 第1条（契約の目的）

1. 乙は、第3条に記載の本サービスを甲に提供する。
2. 甲は、乙に対し、第5条に定める料金を支払う。

## 第2条（契約の対象）

1. 本契約は、甲が乙よりライセンス供与をうける ARCHICAD を対象とする。
2. ARCHICAD の関連製品（オプションソフトウェアやライブラリー等）は、対象外とする。
3. 本契約は、ARCHICAD のプロテクトキー単位とする。したがってサーバーキーの場合は、全ライセンスを対象とする。

## 第3条（サービスの内容）

契約中に提供される本サービスは、以下の通りである。また、乙が最適と判断するサービス内容に甲への事前告知なく変更出来るものとする。

- (1) 契約期間中にリリースされる ARCHICAD のバージョンアップおよび更新パッチ
- (2) GDL 部品（日本語版のみ 内容は、予告なく変更される）
- (3) アドオンツール（日本語版のみ 内容は、予告なく変更される）
- (4) BIMx（日本語版のみ、BIMx の使用可能期間は契約期間と同期し終了とともに利用不可となる）
- (5) 乙により実施される標準トレーニングコースの20%値引き
- (6) 乙が独自の判断で行う追加ライセンス、オプションソフトウェアの割引キャンペーン
- (7) Web で提供される「Tips」へのアクセス
- (8) ARCHICAD に関する専用電話・Eメールによるテクニカル・サポート
- (9) プロテクトキー交換サービス

出荷時の輸送に起因する破損、並びに出荷後1週間以内の無償交換をVIPサービス契約有効期間内、無償で一回まで延長

## 第4条（契約の成立）

1. 本契約の成立は甲が乙及び乙の販売店に本サービスの申込（発注）を行った時点で契約は成立したものとす

## 第5条（契約の期間と更新）

1. 契約初年度の契約期間は締結月の翌月1日から翌年の同月末までとし次年度以降の更新はこの期間と同様の期間とする
2. 第6条に定める解約が行われない限り、本契約は本契約と同一条件のもと契約期間満了日の翌日から1年間更新されるものとし、以後も同様とする。
3. 更新契約は、契約期間満了日の30日前に行われねばならない。

## 第6条（契約料金）

1. 契約料金は、年間110,000円(税別)とする。別途定める有効な総契約数に応じた数量割引が適用される。
2. 契約料金は、途中解約の場合も返却しないものとする。

## 第7条（契約の解除）

1. 甲乙いずれか一方より本契約契約満了日の1か月前までに文書による解約通知があった場合、契約満了日をもって契約を解除することができるものとする。
2. 甲または乙は、相手方に次の各号に掲げる事由の一つが生じたときは、直ちに本契約を解除できるものとする。
  - (1) 第1条の契約の目的が履行されない場合
  - (2) 支払の停止、又は破産、和議、会社更生、会社整理、特別清算の申し立てがあった時

## 第8条（契約の途中解約）

甲は理由の如何を問わず、解約日の1ヶ月前までに乙への書面による事前通知によって本契約を終了することができるものとする

## 第9条（VIP サービス再契約）

1. 甲が第4条、第2項に定める更新を行わず契約を解除した後、本サービスを再契約する場合は、乙が別途定める再契約手数料を支払った上で、本サービスを110,000円(税別)で購入するものとする。
2. 再契約された本サービスの契約期間は再契約締結月の翌月1日から翌年の同月末までとする

## 第10条（数量割引）

1. 有効なVIPサービス契約総数で決定される数量割引される。
2. 新たに購入された本サービスにより有効な契約総数が数量割引の高いランクに達した時は、新たに購入された本サービスには高い数量割引が適用され、その割引は、現在有効な契約が更新される時にその割引が適用される。
3. 契約が満了する2か月前に更新が行われない契約が生じ、総数が割引率の低いランクになった時は、以降有効な契約が更新される時にその低い割引率が順次適用される。

## 第11条（請求・支払い）

1. 乙は甲に対し、本契約により定められた契約料金を請求するものとする。
2. 甲は乙の指定する方法で、本契約により定められた契約料金を本契約期間内は継続して支払うものとする。また、この時に発生する振込手数料等は甲の負担とする。

## 第12条（契約の変更）

1. 乙は本規約内容を甲の事前の同意がなく変更できるものとする

## 第13条（その他）

1. 本契約に定めのない事項あるいは本契約の履行に疑義が生じたときは甲および乙は誠意をもって協議し解決に当たるものとする。
2. 乙のWebサイトを通じて甲が本規約を自由に参照出来る様にする。
3. VIPサービス契約約款の正はVIIPサービスのWebサイトに掲載されているものとし、他のものと不一致があった場合Webサイト掲載のものを優先するものとする。

以上